

国 総 海 第 67 号
国 海 環 第 140 号
令和 7 年 3 月 21 日

一般社団法人 日本船舶電装協会 専務理事 殿

国土交通省 総合政策局 海洋政策課長
海事局 海洋・環境政策課長
(公印省略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の
一部を改正する省令について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省
令（令和 7 年国土交通省令第 16 号）を別添のとおり令和 7 年 3 月 21 日に公布し
たので、ご了知頂きますようお願ひいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願ひいたします。

令和7年3月
海事局
総合政策局
海上保安庁

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の 一部を改正する省令について

1. 改正の背景

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）の適用に関し、現在、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶については、その円滑な運用を図るため、当該法律の適用範囲について委任を受けた下位法令において、海洋汚染防止設備の検査等をはじめとする個々の規制毎に、必要に応じて適用除外を規定している。

今般、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和6年法律第24号）により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊が新編されることとなったことを受け、自衛隊が一体的な活動を円滑に行うことができるよう、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）等において、現在陸上自衛隊又は海上自衛隊の船舶を適用除外としている規制について、新編された共同部隊を含む自衛隊全体の使用する船舶を適用除外の対象とする。

2. 改正の概要

以下の省令において、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶を規制の適用除外の対象としているものについて、これを自衛隊の使用する船舶を適用除外の対象とする改正を行う。

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）
 - ・第11条の5、第12条の17の7、第12条の17の13、第12条の17の21及び第33条の12
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）
 - ・第1条の5の6、第1条の21及び第2条
- 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成31年国土交通省令第12号）
 - ・第2条

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年3月中旬

施 行：令和7年3月24日（金）（防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日）

改 正 後	改 正 前
(法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途) 第十一條の五 法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用するタンカーとする。 (燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶)	(法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途) 第十一條の五 法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。以下同じ。)の使用するタンカーとする。 (燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶)
第十二条の十七の七 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に從事する船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)であつて総トン数四百トン以上のものとする。	第十二条の十七の七 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に從事する船舶(陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶を除く。)であつて総トン数四百トン以上るものとする。

○国土交通省令第十六号

防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和六年法律第二十四号)の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第八条の二第一項、第十九条の四第一項第三号、第十九条の二十二第一項、第十九条の二十四第一項、第十九条の二十五第二項、第十九条の三十五の三、第十九条の三十六及び第三十九条の五並びに船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十一号)第二条第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国土交通大臣 中野 洋昌

(揮発性物質放出規制対象船舶)

第十二条の十七の十三 法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みを行うもののうち、貨物の積込みの状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。

一・三 (略)

(オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外)

第十二条の十七の二十一 法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用する船舶とする。

2 (略)

(法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶)

第三十三条の十七の二十一 法第三十九条の五の国土交通省令で定める特別の用途のものを使用する船舶を除く。とする。

一・二 (略)

改正後

(特別の用途)

第一条の五の六 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、自衛隊の使用する船舶への設置、災害発生時ののみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。

(特別の用途の船舶)

第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 自衛隊の使用する船舶
二・三 (略)

(検査対象船舶)

第一条 (略)

2・4 (略)

5 法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、自衛隊の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。

大臣が定める船舶とする。

(揮発性物質放出規制対象船舶)

第十二条の十七の十三 法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みを行うもののうち、貨物の積込みの状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。

一・三 (略)

(オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外)

第十二条の十七の二十一 法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶とする。

2 (略)

(法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶)

第三十三条の十七の二十一 法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（海上自衛隊の使用する船舶を除く。）とする。

一・二 (略)

改正前

(特別の用途)

第一条の五の六 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下同じ。）の使用する船舶への設置、災害発生時ののみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。

(特別の用途の船舶)

第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶
二・三 (略)

(検査対象船舶)

第一 (略)

2・4 (略)

5 法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。

大臣が定める船舶とする。

6 (略)

附 則	改 正 後		改 正 前	
	（法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途）	（法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途）	（法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途）	（法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途）
第三条 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。	第二条 法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用する船舶とする。	第二条 法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。	この省令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。	
一 （略）	二 自衛隊の使用する船舶	三・四 （略）	一 （略）	二 陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶
二 （略）	三・四 （略）	三・四 （略）	二 陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶	三・四 （略）

7 第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかるわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。

7 第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかるわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。